

広島県告示第百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名称	住所	
株式会社堀田組	尾道市新浜一丁目九番二二号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月二日)
株式会社誠和	尾道市新浜一丁目九番二二号	